

## 新潟県の最低工賃

### 新潟県作業工具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者  
新潟県の区域内で作業工具製造業に係る研磨の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、規格欄及び工程の区分に応じ、1丁につき、金額欄に掲げる金額						
品目	規 格		工 程			金 額
	材 質	長さ又は仕様寸法	区 分	手 順	使用する研磨材	
ブ ラ イ ヤ ー	鋼(S55C以上のものに限る。)	200mm	第1研磨	1 頭部研磨	ハ 760番手以上90番手以下又は ヘルト60番手以上90番手以下	23円48銭
				2 平面研磨	ヘルト60番手	
			第2研磨	平面縦研磨 総磨き	(1)ハ 7100番手	29円28銭
					(2)ハ 7150番手	
(3)ハ 7200番手目つぶし						
ペ ン チ	鋼(S50C以上のものに限る。)	175mm		平面仕上げ 研磨	(1)ヘルト100番手 (2)ヘルト240番手	7円41銭
モ ン キ ー レ ン チ	鋼(SCM又はSCr-Vのものに限る。)	200mm	第1研磨	柄部研磨	(1)グラインダ-30番手以上 36番手以下	15円26銭
					(2)ハ 790番手以上100番手以下 又はヘルト60番手	
			上記(1)の工程を除く場合	7円20銭		
			第2研磨	頭部(R部) 研磨	(1)グラインダ-30番手以上 36番手以下	10円57銭
					(2)ハ 790番手又はヘルト60番手	
			第3研磨	頭部(R部及び平 面)仕上げ研磨	(1)ハ 7150番手 (2)ハ 7200番手 (3)ハ 7250番手目つぶし	11円66銭
パ ネ ル ス パ ナ	鋼(S55C以上のものに限る。)	17mm × 19mm	第1研磨	全周研磨	(1)グラインダ-36番手	12円08銭
					(2)ハ 790番手又はヘルト60番手	
					上記(1)の工程を除く場合	7円20銭
			第2研磨	1 側面(両頭部) 仕上げ研磨	ハ 7200番手	12円08銭
				2 平面(両頭部) 仕上げ研磨	ハ 7200番手	

効力発生日 平成 13 年 5 月 25 日